

事 務 連 絡

令和2年9月15日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応について

令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金について、「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）の交付について」（令和2年9月15日厚生労働省発健0915第8号厚生労働事務次官通知）及び「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業）の交付について」（令和2年9月15日厚生労働省発健0915第7号厚生労働事務次官通知）により、「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）交付要綱」（以下「発熱外来交付要綱」という。）及び「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業）交付要綱」（以下「電話相談交付要綱」という。）を定めたところであるが、インフルエンザ流行に備えた体制整備については、都道府県が主体となって推進することが重要であり、都道府県においては、下記について、御了知の上、対応方よろしくお願いする。

記

1. 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日事務連絡）との関係

令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金については、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づく体制整備を推進するためのものであり、都道府県は、本補助金を活用しながら、診療・検査医療機関（仮称）の指定及び電話相談体制を整備した医療機関の指定を進めること。

なお、本補助金は、医療機関に迅速に資金を交付する観点から、特例的に国が直接執行するが、補助対象となる医療機関は、都道府県から指定を受けた医療機関として

2. インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業

(1) 診療・検査医療機関（仮称）の指定

① 診療・検査医療機関（仮称）の指定要件等

発熱外来交付要綱の3に基づき、診療・検査医療機関（仮称）の指定要件等について、別紙1のとおり定める。

② 診療・検査医療機関（仮称）の指定に当たっての手続き

本補助金は国が直接執行するが、補助対象は都道府県が指定した診療・検査医療機関（仮称）であり、都道府県は、速やかに指定の手続きを進めること。都道府県は、地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況やインフルエンザの流行状況等を踏まえて指定を行うこと。

都道府県は、指定に当たっては、診療・検査医療機関（仮称）に対して書面で通知すること。書面の様式は問わないが、少なくとも、医療機関名、指定日、指定解除日（予定されている場合のみ）、1週間単位の診療・検査対応時間を記載すること。

③ 診療・検査医療機関（仮称）に関する情報共有

診療・検査医療機関（仮称）を指定した場合は、都道府県は、事前に1週間単位の診療・検査対応時間等の報告を受けるとともに、診療・検査対応時間等を地域の医療機関や受診・相談センター（仮称）と情報共有することにより、発熱患者等からの相談の際に適切な医療機関を速やかに案内できるようにすること。

また、診療・検査医療機関（仮称）を指定した場合は、都道府県は、「「診療・検査医療機関（仮称）」の受診者数等の報告依頼について」（令和2年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の報告様式1により、国に速やかに報告すること。宛先は以下のメールアドレスとし、1回目の報告締切日は10月12日、2回目の報告締切日は10月30日とする。

提出先

「厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 医療体制班」宛
メールアドレス：corona-iryou@mhlw.go.jp

※ 以下の報告でも、宛先は同じメールアドレスとする。

なお、診療・検査医療機関（仮称）については、医療機関数、発熱患者等への対応時間数、発熱患者等の受診者数、公表状況等の全国的な状況を把握・分析し、必要に応じて公表や都道府県への助言等を行う予定である。

④ 診療・検査医療機関（仮称）に関する公表

地域の医師会等とも協議・合意の上、診療・検査医療機関（仮称）を公表する場合は、自治体のホームページ等でその医療機関と対応時間等を公表する等、患者が円滑に医療機関に受診できるよう更なる方策を講じること。

⑤ 診療・検査医療機関（仮称）の指定の解除

インフルエンザ流行期を過ぎた場合、医療機関が診療・検査医療機関（仮称）の指定要件を満たさなくなった場合は、都道府県は、診療・検査医療機関（仮称）の指定の解除を行うこと。

発熱患者等からの相談の際に適切な医療機関を速やかに案内できるよう、診療・検査医療機関（仮称）の解除があった場合は、都道府県は、地域の医療機関や受診・相談センター（仮称）と情報共有すること。

指定解除の日をもって本補助金の対象外となるため、診療・検査医療機関（仮称）の解除があった場合は、都道府県は、国に速やかに報告すること。

（２）診療・検査医療機関（仮称）への本補助金の案内

診療・検査医療機関（仮称）の指定後、医療機関は国に本補助金の交付申請を行うことが可能となるので、都道府県は、診療・検査医療機関（仮称）に対して本補助金の案内を行うこと。その際、医療機関向けの交付申請の案内（別紙２）及び交付申請書を、診療・検査医療機関（仮称）に対して配布してください。

本補助金は国が直接執行するが、インフルエンザ流行に備えた体制整備は都道府県において進めていくべきものであり、都道府県は、医療機関からの照会等に適切に対応いただくようお願いする。

3. インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業

（１）電話相談体制を整備した医療機関の指定

① 電話相談体制を整備した医療機関の指定要件等

電話相談交付要綱の３に基づき、受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関の指定要件等について、別紙３のとおり定める。

② 電話相談体制を整備した医療機関の指定に当たっての手続き

本補助金は国が直接執行するが、補助対象は都道府県が指定した電話相談体制を整備した医療機関であり、都道府県は、速やかに指定の手続きを進めること。本補助金は、電話相談体制の強化を図るために、受診・相談センターが、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を医療機関に依頼できるものであり、受診・相談センターの電話相談件数に応じて、対応可能な医療機関と調整すること。

なお、受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関の指定は、受診・相談センター１か所あたり３医療機関までとすること。

都道府県は、指定に当たっては、電話相談体制を整備した医療機関に対して書面で通知すること。書面の様式は問わないが、少なくとも、医療機関名、指定日、指定解除日（予定されている場合のみ）、１週間単位の相談対応時間を記載すること。

また、電話相談体制を整備した医療機関を指定した場合は、都道府県は、「「診

療・検査医療機関（仮称）」の受診者数等の報告依頼について」（令和２年９月１５日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の報告様式４により、国に速やかに報告すること。宛先は以下のメールアドレスとし、１回目の報告締切日は１０月１２日、２回目の報告締切日は１０月３０日とする。

提出先

「厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 医療体制班」 宛
メールアドレス：corona-iryou@mhlw.go.jp

③ 電話相談体制を整備した医療機関の住民への周知

受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関について、都道府県は、医療機関名、相談を受け付ける電話番号、相談対応時間等を、自治体のホームページや機関紙等に掲示する等により、広く住民に周知すること。

（２）電話相談体制を整備した医療機関への本補助金の案内

受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関の指定後、医療機関は国に本補助金の交付申請を行うことが可能となるので、都道府県は、電話相談体制を整備した医療機関に対して本補助金の案内を行うこと。その際、医療機関向けの交付申請の案内（別紙２）及び交付申請書を、電話相談体制を整備した医療機関に対して配布してください。

本補助金は国が直接執行するが、インフルエンザ流行に備えた体制整備は都道府県において進めていくべきものであり、都道府県は、医療機関からの照会等に適切に対応いただくようお願いする。

診療・検査医療機関（仮称）の指定要件等

1. 概要

次のインフルエンザ流行期に、多数の発熱患者等が地域において適切に診療・検査を受けられるよう、既存の帰国者・接触者外来等も含め、発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関である診療・検査医療機関（仮称）に対して支援などを行うことにより、発熱患者等が地域の医療機関で適切に診療・検査を受けられる体制を整備する。

2. 指定要件

- (1) 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、都道府県から、「診療・検査医療機関（仮称）」（以下「診療・検査医療機関」という。）として指定された医療機関であること。
- (2) 指定に当たっては、都道府県によって常時指定する医療機関、感染の流行状況に応じて柔軟に指定・解除を行う医療機関を設けることができ、都道府県が書面で通知する。書面の様式は問わないが、少なくとも、医療機関名、指定日、指定解除日（予定されている場合のみ）、1週間単位の診療・検査対応時間を記載すること。
- (3) 都道府県は、都道府県で設置する協議会（「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和2年3月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）の5に掲げる協議会。以下「協議会」という。）で、地域における整備方針や課題等の協議を行った上で、指定すること。また、都道府県は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）等で診療・検査状況を確認し、必要に応じて、協議会に諮った上で、方針を見直すこと。
- (4) 都道府県は、診療・検査医療機関の指定を行う際には、その医療機関から以下の事項の報告を受けること。
 - ・ 医療機関名、住所、電話番号、担当部署又は担当者
 - ・ その医療機関で診療・検査対象となる患者（相談体制を整備した医療機関や受診・相談センターから案内を受けた患者を受入れ可能か、自院のかかりつけ患者や自院に相談があった患者のみを受け入れるか、濃厚接触者等に対する検査も担うか等）
 - ・ 実施内容（診療と検査いずれも対応可能か、検査方法は何を実施可能か（PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査）等）
 - ・ 1週間単位の診療・検査対応時間
 - ・ 自治体のホームページ等での公表の可否また、都道府県は診療・検査医療機関を指定した場合には、速やかに厚生労働省に報告すること。

3. 施設要件

- (1) 発熱患者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられていること。
- (2) 必要な検査体制が確保されていること（検査（検体採取）を地域外来・検査センター等に依頼する場合には、連携体制がとれていること）。
- (3) 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。
- (4) 検査を行う場合には、「新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査の実施について」（令和2年3月4日付け健感発 0304 第5号）に基づき、都道府県・保健所設置市・特別区（以下「都道府県等」という。）と行政検査の委託契約を締結していること。
- (5) 発熱外来交付要綱4（1）のただし書きに該当する場合（自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、院内掲示を行う等、自院のかかりつけ患者に対して、発熱等の症状が生じた場合には、電話で相談した上で、自院で診療・検査可能である旨を周知すること）。

4. 診療・検査医療機関の周知に関する要件

次の①②のいずれかの方法で、地域でインフルエンザ流行に備えた相談・診療・検査体制を整備するに当たって必要な下記の情報を、都道府県等、受診・相談センター、地域の医療機関間で共有すること。

- ① 診療・検査医療機関の管理者（代理の者）が指定の際に都道府県に報告し、都道府県が自治体のホームページで掲示（この場合、都道府県は全ての診療・検査医療機関の情報や、報告を受けた全ての情報を掲示する必要はないが、掲示しない情報については②の方法で共有を行うこと）
- ② 診療・検査医療機関の管理者（代理の者）が指定の際に都道府県に報告し、都道府県が管内の保健所設置市・特別区、受診・相談センター、地域の医療機関等関係者に連絡（診療・検査医療機関の指定の追加や変更があった場合には、随時連絡）

地域でインフルエンザ流行に備えた相談・診療・検査体制を整備するに当たって必要な情報とは、具体的には、以下の内容が考えられること。

- ・医療機関名、住所、電話番号、担当部署又は担当者
 - ・その医療機関で診療・検査対象となる患者（相談体制を整備した医療機関や受診・相談センターから案内を受けた患者を受け入れ可能か、自院のかかりつけ患者や自院に相談があった患者のみを受け入れるか、濃厚接触者等に対する検査も担うか、対応出来る外国語等）
 - ・実施内容（診療と検査いずれも対応可能か、検査方法は何を実施可能か（PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査、等）
 - ・診療・検査対応時間
- 等

5. 機能要件

- (1) 診療・検査医療機関の管理者（代理の者）は、都道府県に報告することにより、

都道府県等、受診・相談センター、地域の医療機関に対して、予め自院での対応時間等を示した上で、その範囲で、受診・相談センターや相談体制を整備した医療機関から患者の診療・検査の受入れ要請があった場合、又は患者から相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れること。

発熱外来交付要綱 4（1）のただし書きに該当する場合（自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合）は、診療・検査医療機関の管理者（代理の者）は、かかりつけの患者に対して、院内掲示を行う等により、予め自院での受入れ対象患者や対応時間等を示すとともに、都道府県に報告することにより、都道府県等、受診・相談センター、地域の医療機関に対して、予め自院での受入れ対象患者や対応時間等を示した上で、その範囲で、患者から相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れること。

- （2）診療・検査医療機関は、自院を受診した患者が、新型コロナウイルス感染症であった場合には、速やかに保健所や都道府県調整本部（「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について（改訂）」（令和2年3月26日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）の別添Ⅱに規定する都道府県調整本部）に連絡し、患者の状態を伝える等、患者の療養先の検討に協力すること。また、自宅療養や自宅での待機を行っている患者に対するフォローアップについては、保健所等の業務負担軽減を図るとともに、医学的知見に基づいた対応を行うため、可能な範囲で協力すること。

6. 報告事項

- （1）診療・検査医療機関は、診療・検査医療機関として指定されている期間中は、G-MIS に日々の受診者数や検査数の入力を行うこと。ただし、G-MIS の ID 振り出しを国に要請している期間等、入力が困難な期間の分は、可能な範囲でさかのぼって入力を行うこと。なお、報告業務の効率化の観点から、都道府県医師会や群市区医師会等の関係団体等が、複数の診療・検査医療機関の報告内容を日々取りまとめて、代理入力する方法としても差し支えない。
- （2）診療・検査医療機関は、診療・検査医療機関として指定されている期間中は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に必要な情報の入力を行うこと。

(医療機関向け)

インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金の
交付申請のご案内

- インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業及びインフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業）の交付申請については、この案内を参考としてください。

1. 交付申請書の送り先

※ 以下まで郵送により送付願います。

住所 〒100-8779 銀座郵便局留

宛先 100-8916 厚生労働省発熱外来診療体制確保支援事業担当 宛

2. 送付するもの

交付申請書様式（厚生労働省ホームページからダウンロードしてください）

添付書類

※ 厚生労働省ホームページを確認してください。

3. 締切日

1回目締切日：令和2年10月12日

2回目締切日：令和2年10月30日

4. 問い合わせ先

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話番号：0120-336-933

※ 補助金申請は、行政書士事務所等に委託し、代理申請することも可能です。

電話相談体制を整備した医療機関の指定要件等

1. 概要

次のインフルエンザ流行期に、患者が相談先・受診先に迷うことがなく、また、一つの医療機関や相談窓口に殺到することないように、発熱患者等が電話等で相談を行い、看護職員等が適切な医療機関を案内するとともに、家庭内での感染対策や受診にあたっての留意事項などの指導を行える相談体制を整備した医療機関に対して支援などを行うことにより、発熱患者等が地域で適切に相談を受けられる体制を整備する。

2. 指定要件

- (1) 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」(令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)に基づき、都道府県から、相談体制を整備した医療機関として指定された医療機関であり、そのうち、受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関であること。
- (2) 受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関は、受診・相談センター1か所あたり3医療機関までとすること。
- (3) 指定に当たっては、都道府県によって常時指定する医療機関、感染の流行状況に応じて柔軟に指定・解除を行う医療機関を設けることができ、都道府県が書面で通知する。書面の様式は問わないが、少なくとも、医療機関名、指定日、指定解除日(予定されている場合のみ)、1週間単位の相談対応時間を記載すること。
- (4) 都道府県は、都道府県で設置する協議会(「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策(サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制)の移行について」(令和2年3月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)の5に掲げる協議会。以下「協議会」という。)で、地域における整備方針や課題等の協議を行った上で、指定すること。また、都道府県は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(以下「G-MIS」という。)等で相談対応状況を確認し、必要に応じて、協議会に諮った上で、方針を見直すこと。
- (5) 都道府県は、指定の際には、その医療機関から以下の事項の報告を受けること。
 - ・ 医療機関名、住所、電話番号、担当部署又は担当者
 - ・ 相談を受け付ける電話番号
 - ・ 1週間単位の相談対応時間また、都道府県は電話相談体制を整備した医療機関を指定した場合には、速やかに厚生労働省に報告すること。

3. 施設要件

- (1) 対応時間に想定される患者からの相談に対応できる体制を確保していること。

4. 住民への周知に関する要件

相談体制を整備した医療機関として指定された医療機関のうち、受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関について、都道府県は、医療機関名、相談を受け付ける電話番号、相談対応時間等を、自治体のホームページや機関紙等に掲示する等により、広く住民に周知すること。

5. 機能要件

- (1) 患者からの相談があった際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、その地域の「診療・検査医療機関（仮称）」や検査センターとその対応時間等を、把握しておくこと。
- (2) 患者からの相談に対しては、看護職員等が患者の症状や経過、感染者との接触歴（海外渡航歴等も含めて）、既往歴や持病の有無、かかりつけ医の有無等を聞き取った上で、適切な医療機関と適切な受診タイミングを案内するとともに、家庭内での感染対策や受診に当たっての留意事項などの指導を行える体制を整備していること。その際、自院を案内する場合には、受診時間等を調整すること、他院を案内する場合には、事前に電話した上で受診するよう伝えること。